

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

「(1)国民本位の電子行政の実現」に関する、特に留意すべき点について

引用1：韓国における行政情報の共同利用(2009/1/15)

http://e-public.nttdata.co.jp/f/repo/597_a0901/a0901.aspx

「まず注目されるのは類似する行政情報の重複保有を禁止していることである。」

まず留意していただきたいことは、こんなことが日本で本当に可能なのか、ということである。このことをまず十分に認識したうえで、方針を決定して欲しい。

引用2：韓国における住民登録番号と住民登録証(IDカード)(2008/12/11)

http://e-public.nttdata.co.jp/f/repo/592_a0812/a0812.aspx

「国民の住民情報を国家で一元管理して、行政機関間で共有できれば便利であろうとは、発想は出来ても実行は、日本では相当に難しい。」

まさしく、そのとおりなのである。

引用3：韓国の自治体窓口IT化、国主導の統一システムを利用して効率化(2008/10/24)

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20081020/317321/?ST=govtech&P=2>

「区役所内には61台のKIOSK端末が設置されており、住民は窓口と並ぶよりKIOSK端末を利用することの方が多という。(中略)かつて省庁のシステムが縦割りだったときは、KIOSK端末も業務の数に応じた機種が並んでいた。しかし、各省のシステムが中央の政府統合電算センターに統合されることにより、1種類のKIOSK端末で43種類の行政サービスが利用できるようになった。」

この分析にあるとおり、官庁間で類似する行政情報の重複保有を禁止できなければ、すなわち、「官庁間の行政情報の一元化」ができなければ、こんなことはできない。行政間の情報共有もできないで、民間等との連携を考えても無駄である。連携するシステムの標準化という前提ができないから、民間は所管庁ごとのシステムを用意するほかなくなり、連携をあきらめざるをえないのである。

不動産に関する情報に限っても、その所管庁は、法務省・国交省・総務省・・・と多岐にわたる。行政情報の一元化は「幻」である。現状では、一元化どころか、連動させることすらままならない。相互連動システムの基盤である「職員等利用者認証業務」の業務・システム最適化すら、全く進んでいないからである。

『共通コードの導入により、自己の情報が行政機関でどう取り扱われているかを知ることができるようになり、「管理される」よりむしろ「行政を監視」しつつ「自己の情報を自己管理する」ためのツールであると捉える発想の転換をするべきである。』

といったお題目だけ言っても、それを実現できる目処すら立たないのである。

(結論)

IT戦略とは、行政改革である。

少なくとも電子行政とは、行政改革そのものである。

行政改革すなわち、行政の合理化を伴わないIT戦略(電子行政)など、無駄遣いの言い訳にすぎない。

「行政改革のためのIT戦略なんだ」との前提がない(法律上の規制がない)日本では、情報一元化による行政改革は不可能だから、IT戦略なканずく電子行政を闇雲に推進することは全くの無駄である。

日本では、情報一元化による行政改革はできないのだから、それをできると偽って、IT戦略を構築するべきではないし、「国民共通コード=国民ID」など導入するべきではない。

それでもなお、ITによる情報利用(電子行政)を推進するなら、まずは、以下の問題の解決にあたるべきである。

第一に、文字コードを統一すべきである。JIS第一水準・第二水準以外の文字(外字)を統一しなければ、データの標準化も、システムの標準化も、その先の情報利用もできないからである。すでにある文字セット(戸籍統一文字)に統一すべきである。少なくとも、これ以上外字を増やすべきではない。外字はもっと制限され、統一されるべきである。

第二に、すでに情報化している行政情報を当たり前のように利用できるようにするべきである。たとえば現状では、登記申請をするときに、情報化している登記情報すら利用できない。登記官は全国すべての不動産・商業法人登記の登記情報をオンラインで確認できるのに、登記申請するときには、その情報を重ねて提供しなければならない。同一官庁の所管する情報であるにもかかわらず、不動産の登記事項証明書も、会社法人の代表者の資格証明書も、添付を省略できないのである。また、たとえば、登記事項証明書はオンラインで取得できるが、登記事項証明書を取得できる自動販売機はひとつもない。オンラインで取得できて、自動販売機で取得できないはずはない。情報化したのに、未だに証明書の交付事務すら、すべて人手に頼っているのである。これでは何のために情報化したのかわからない。こんな馬鹿げた話ではお話にならない。ITによる情報利用を促進するなら、まずはこのような当たり前のことを、当たり前のようにする必要がある。

第三に、公的個人認証を民間取引に直接利用できるようにするべきである。官のための制度ではなく、利用者のためのインフラにするべきである。公的個人認証(電子署名)の有効性が官にしかできない現状では、絶対に公的個人認証(電子署名)は普及しない。誰でも簡単にその有効性が確認できなければ、すなわち、公的個人認

証を印鑑証明書のように直接民間取引で利用できてこそ、その基礎である「全国統一」の住基ネットを維持する意味があるのである。

以上